

別紙 1

「森林組合模範定款例（出資組合の場合）」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">森林組合模範定款例（出資組合の場合）</p> <p>（相続加入等） 第10条（略） <u>② 被相続人である森林所有者の相続開始により、後継者が組合員の資格を喪失した場合であっても、相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。</u></p> <p>（加入金） 第20条 この組合は、組合に加入する者（持分の譲受け、<u>相続又は第10条第2項の規定</u>によって加入した者を除く。）から加入金を徴収する。 ②（略） 「備考」 加入金を徴収しない組合にあつては、<u>本条及び第26条第1項第1号</u>を削ること。</p> <p>（役員 の 損害賠償責任等） 第38条（略） ②～④（略） 「備考」 （1）（略） （補償契約） 第38条の2（略） ②～④（略） ⑤ <u>第37条の2第2項及び第4項</u>の規定は、組合と理事との間の補償契</p>	<p style="text-align: center;">森林組合模範定款例（出資組合の場合）</p> <p>（相続加入） 第10条（略） （新設）</p> <p>（加入金） 第20条 この組合は、組合に加入する者（持分の譲受け<u>又は相続</u>によって加入した者を除く。）から加入金を徴収する。 ②（略） 「備考」 加入金を徴収しない組合にあつては、<u>本条及び第26条第1項第2号</u>を削ること。</p> <p>（役員 の 損害賠償責任等） 第38条（略） ②～④（略） 「備考」 （1）（略） （補償契約） 第38条の2（略） ②～④（略） ⑤ <u>第37条の2第2項及び第3項</u>の規定は、組合と理事との間の補償契</p>

改 正 後	現 行
<p>約については、適用しない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(役員のために締結される保険契約)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>② 第37条の2第2項及び第4項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第38条の2第1項の規定により役員の変更を請求したとき。</p> <p><u>[参考]</u></p> <p><u>役員との間で補償契約を締結する組合及び役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、第38条の2が(役員の変更請求)ではない場合もあるので留意すること。</u></p> <p>③・④ (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条、第79条第2項及び第80条から第88条の5までに定める事項のほか、定款の</p>	<p>約については、適用しない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(役員のために締結される保険契約)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>② 第37条の2第2項及び第3項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第38条の2第1項の規定により役員の変更を請求したとき。 (新設)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項(森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その</p>

改 正 後	現 行
<p>変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容)</p> <p>②・③ (略) 「備考」 (1)～(4) (略) (5) 総会の招集に際し、電子提供措置をとる場合は、第3項中「前項」を「第2項」に、「第1項各号」を「電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>③ 組合は、総会の招集に際し、総会参考書類、決算関係書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>⑤ 組合は、総会の日の2週間前までに組合員から森林組合法第60条の3の2で準用する会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。ただし、役員選挙に係る総会の場合は、組合員が交付請求できる期間を総会の日の20日前までとする。 (1) 組合員から書面交付請求のあった電子提供措置事項のうち農林水産省令で定めるものの全部又は一部について交付書面に記載しない場合は、第5項の次に次の1項を加える。</p> <p>⑥ 組合は、電子提供措置事項のうち森林組合法施行規則第79条の4で定めるものについては、前項の規定により交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(1の2) 役員選挙について選任の方法を採る場合は、第5項中「ただし、役員選挙に係る総会の場合は、組合員が交付請求できる期間を総会の日の20日前までとする。」を削る。</p> <p>(1の3) 議決権行使書面の内容である情報について電子提供措置を</p>	<p>変更の理由及び内容)</p> <p>②・③ (略) 「備考」 (1)～(4) (略) (新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>とる場合は、第3項中「総会参考書類、」の後に「議決権行使書面及び」を加え、第4項を次のように改める。</u></p> <p><u>④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項として次に掲げる事項を記録した情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p><u>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項</u></p> <p><u>3 議決権の行使の期限</u></p> <p>（緊急議案） 第47条（略） 「備考」 役員を選出につき、選任の方法を採用する組合にあっては、本条ただし書中「第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員を選任（第38条の2及び法第113条第2項の規定による改選を除く。）」を加えること。</p> <p>〔参考〕 <u>役員との間で補償契約を締結する組合及び役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、第38条の2が（役員改選請求）ではない場合もあるので留意して規定すること。</u></p>	<p>（緊急議案） 第47条（略） 「備考」 役員を選出につき、選任の方法を採用する組合にあっては、本条ただし書中「第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員を選任（第38条の2及び法第113条第2項の規定による改選を除く。）」を加えること。</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	現 行
<p>(総代会) 第54条 (略) ② 総代会において組合の<u>解散、合併、連合会の権利義務の包括承継又は分割</u>の決議があったときは、組合長は、当該決議の日から10日以内に正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。 ③ (略) 「備考」 (1)・(2) (略)</p>	<p>(総代会) 第54条 (略) ② 総代会において組合の<u>解散又は合併</u>の決議があったときは、組合長は、当該決議の日から10日以内に正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。 ③ (略) 「備考」 (1)・(2) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附属書 森林組合役員選挙規程例</p> <p>(注)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 電子提供措置をとる森林組合にあつては、次のように改正する</u></p> <p style="text-align: center;">。</p> <p><u>総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる組合（総会外選挙制を採る組合を除く。）にあつては、第3条第1項を次のように改める。</u></p> <p>(選挙通知)</p> <p><u>第3条 組合長は、選挙期日の10日前までに役員選挙を行うべき旨を通知することとし、併せて、総会参考書類に記載すべき事項として、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票所、選挙する理事又は監事の数及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数並びに候補者の氏名、生年月日及び略歴（候補者が確定していない場合は、候補者の公告方法及び場所）を記録した情報を組合員に提供しなければならない。</u></p> <p><u>また、選挙権行使書面の内容である情報について電子提供措置をとる組合にあつては、第3条第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>② 組合長は、前項の通知に際して、理事及び監事ごとに候補者の氏名を記載する欄、選挙権の行使の期限及び書面で投票する場合の方法を記録した情報（以下本情報を記載した書面を「選挙権行使書面」という。）を組合員に提供しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附属書 森林組合役員選挙規程例</p> <p>(注)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附属書 森林組合役員選任規程例</p> <p>(決議) 第3条 (略) ② (略) ③ 前項の通知に際して、総会参考書類には、<u>次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u> 1・2 (略)</p> <p>(注) <u>(1) (略)</u> <u>(2) 電子提供措置をとる森林組合にあっては、次のように改正する。</u> —</p> <p><u>総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる組合にあっては、第3条第3項を次のように改める。</u></p> <p>③ <u>前項の通知に際して、総会参考書類に記載すべき事項として、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める事項を記録した情報を組合員に提供しなければならない。</u></p> <p>1 理事の選任に関する議案 イ <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u> ロ <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u> ハ <u>候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u> ニ <u>候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当</u></p> <p>2 監事の選任に関する議案 イ <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u> ロ <u>組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p>	<p style="text-align: center;">附属書 森林組合役員選任規程例</p> <p>(決議) 第3条 (略) ② (略) ③ 前項の通知に際して、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。 1・2 (略)</p> <p>(注) (略) (新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>ハ 就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p><u>ニ 監事が、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p><u>ホ 総会において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p><u>また、議決権行使書面の内容である情報について電子提供措置をとる組合にあっては、第3条第4項を次のように改める。</u></p> <p><u>④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記録した情報（以下本情報を記載した書面を「議決権行使書面」という。）を組合員に提供しなければならない。</u></p>	